

【訪問看護医療 DX 情報活用加算について】

2024 年の診療報酬改定に伴い当事業所は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、居宅同意取得型オンライン資格確認によって、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これに関する施設基準は以下の通りです。

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている訪問看護ステーションであること。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有している訪問看護ステーションであること。
- (3) 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
- (4) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (5) (4) の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載している

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 5 点（50 円）/月

※医療保険で訪問看護を利用されている方が対象です。

個人情報の保護については、ガイドラインに基づき適切に管理し、保険請求及びご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

2026 年 2 月

訪問看護ステーション なのはな
管理者 星 ともこ